大垣市災害時等協力事業所等登録制度要綱

制定 平成21年8月1日 決裁

最終改正 平成25年2月7日 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所等の保有する能力が地域における防災活動に重要な役割を担うことに鑑み、災害時等において市に協力する市内の店舗、工場又は事業所(以下「事業所等」という。)を登録することにより、当該事業所等の速やかな活動による被害の軽減及び復旧を図ることを目的とする。

(登録)

- 第2条 市長は、災害時等に市に協力する事業所等を登録するため、大垣市災害時等協力事業所等登録台帳(第1号様式。以下「台帳」という。)を作成するものとする。
- 2 登録を受けようとする事業所等を有する個人若しくは法人又は市内に活動拠点を置く 団体(以下「事業者」という。)は、大垣市災害時等協力事業所等登録申請書(第2号様式) により、次に掲げる事項を市長に申請するものとする。
 - (1) 人材協力に関する事項
 - (2) 物品協力に関する事項
 - (3) 避難所施設等の提供に関する事項
 - (4) 資機材等の支援に関する事項
 - (5) その他防災上必要な協力及び支援に関する事項
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、台帳に登録するとともに、当該申請をした事業者に、大垣市災害時等協力事業所等登録証(第3号様式)を交付するものとする。
- 4 前項の規定による登録を受けた事業所等(以下「登録事業所等」という。)を有する事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録を受けた事項について変更が生じたときには、 大垣市災害時等協力事業所等登録(変更・抹消)申出書(第4号様式)により、市長に申し 出なければならない。

(登録期間)

第3条 登録事業所等として登録できる期間(以下「登録期間」という。)は、大垣市災害時等協力事業所等登録証の交付の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業者から登録の抹消の申し出がない場合は、さらに1年間、登録期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所等の登録を抹消するものとする。
 - (1) 登録事業者が、大垣市災害時等協力事業所等登録(変更・抹消)申出書により登録の 抹消を申し出たとき。
 - (2) 登録事業所等が市内に存しなくなったとき。
 - (3) その他登録事業所等において、災害時等における協力が困難であると認められるとき。

(協力の実施)

- 第5条 登録事業所等は、災害時において市長からの要請に基づき、第2条第2項各号に掲げる事項につき、自己の業務に支障とならない範囲内で協力するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、市消防団長又は自治会長(自主防災隊長)(以下「消防団長等」という。)は、登録事業所等に対し第2条第2項各号に掲げる事項につき、協力の要請をすることができる。この場合において、消防団長等からの要請は、市長からの要請とみなす。
- 3 消防団長等は、登録事業所等に協力を要請したときは、大垣市災害時等協力事業所等協力要請報告書(第5号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 第6条 前条の規定により登録事業所等が行う協力活動(以下「防災協力活動」という。)に 要する費用は、当該登録事業所等の負担とする。

(災害補償)

(費用の負担)

- 第7条 登録事業所等は、その従業員等が当該防災協力活動に従事したことにより死亡し、 負傷し、又は疾病にかかったときは、事故等発生報告書(第6号様式)により、速やかに市 長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があったときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する 損害補償に関する条例(昭和50年条例第6号)に基づき、補償するものとする。

(登録事業所等の公表等)

- 第8条 市長は、登録事業所等の登録内容について、市ホームページで公表するものとする。
- 2 市長は、登録事業所等の登録内容について、大垣消防組合消防本部、養老町消防本部、 市消防団及び自治会(自主防災隊)に、情報提供することができる。
- 3 登録事業所等は、自らが登録事業所等である旨を印刷物等に表示することができる。 (防災事業との連携)
- 第9条 登録事業所等は、市又は地域の団体等が実施する防災訓練、研修会等の防災事業に協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年2月7日から施行する。

(様式省略)